

**令和 6 年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の
実績、事業概要及び効果について**

【国の物価高騰対策に基づく低所得者支援事業】

(単位：円)

事業名	担当課	実績額	交付金充当額
1. 低所得者支援給付金支給事業 ※令和 5 年度からの繰越事業	社会福祉課	111,938,824	111,938,824
2. 低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業	社会福祉課	456,116,726	456,116,726
3. 住民税非課税世帯に対する物価高騰支援給付金支給事業 ※令和 7 年度への繰越事業	社会福祉課	99,677,709	98,110,000
合計額		667,733,259	666,165,550
実績額 667,733,259 － 交付金充当額 666,165,550 ＝ 一般財源 1,567,709※			

※一般財源 1,567,709 円については、令和 7 年度に当該交付金を追加で交付申請し精算予定

【市独自の物価高騰対策事業】

(単位：円)

事業名	担当課	実績額	交付金充当額
1. 障がい施設物価高騰対策支援事業	社会福祉課	4,160,000	4,160,000
2. 介護施設物価高騰対策支援事業	介護福祉課	9,050,000	9,050,000
3. 保育施設物価高騰対策支援事業	みらいこども課	11,127,700	11,127,700
4. 特別児童手当支給事業	みらいこども課	10,960,000	10,960,000
5. 医療機関等物価高騰対策支援事業	健康増進課	6,400,000	6,400,000
6. 学校等における給食食材仕入価格高騰対策事業	学校総務課	54,334,231	49,527,300
実績額（合計）		96,031,931	91,225,000
実績額 96,031,931 － 交付金充当額 91,225,000 ＝ 一般財源 4,806,931			

【国の物価高騰対策に基づく低所得者支援事業】

1 低所得者支援給付金支給事業 111,938,824 円

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、給付金を支給。

①個人住民税均等割のみが課税されている世帯へ、1世帯当たり10万円を支給。

②住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付の加算。

当該世帯において扶養されている18歳以下の世帯員1人当たり5万円を支給。

《事業費内訳》

- ・ 扶助費：均等割 854世帯×100,000円＝85,400,000円
均等割・こども加算 103人×50,000円＝5,150,000円
非課税・こども加算 357人×50,000円＝17,850,000円
扶助費合計：108,400,000円
- ・ 委託料：受付事務 2,034,493円
システム構築・確認書作成 1,352,450円
- ・ 通信運搬費：郵便代 49,471円
- ・ 口座振込手数料：102,410円
事業費合計：111,938,824円

《取組の効果》

物価高騰の負担が大きい低所得者世帯に対し、給付金（1世帯当たり10万円、18歳以下の世帯員1人当たり5万円）を支給し、負担軽減を図った。

2 低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業 456,116,726 円

①令和6年度、新たに住民税非課税及び均等割のみ課税になった世帯へ10万円、その世帯において扶養されている18歳以下の世帯員1人当たり5万円を支給（令和5年支給対象世帯除く）

②定額減税の対象となる令和6年分推計所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額と定額減税の差額（減税しきれない分）を1万円単位に切り上げ支給。定額減税額は所得税分3万円、個人住民税1万円となっている。

《事業費内訳》

- ・ 扶助費：定額減税補足等給付 8,466人＝365,740,000円
均等割 248世帯×100,000円＝24,800,000円
均等割・こども加算 51人×50,000円＝2,550,000円
非課税 362世帯×100,000円＝36,200,000円
非課税・こども加算 73人×50,000円＝3,650,000円
扶助費合計：432,940,000円
- ・ 委託料：コールセンター・事務処理業務 22,420,399円
- ・ 口座振込手数料：756,327円
事業費合計：456,116,726円

《取組の効果》

国のデフレ完全脱却のための総合経済対策の物価高への支援として、定額減税が実施されたことに伴い、令和6年分推計所得税及び令和6年度分個人住民税所得割額における定額減税で、減税しきれない差額（所得税分3万円、個人住民税分1万円）を給付金として支給し、所得向上を図った。

また、新たに令和6年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税になった世帯へそれぞれ10万円、その世帯において扶養されている18歳以下の世帯員1人あたり5万円の給付金を支給し、低所得者世帯の負担軽減を図った。

3 住民税非課税世帯に対する物価高騰支援給付金支給事業 99,677,709 円

物価高騰の影響を受ける低所得世帯を支援するため給付金を支給。

- ①住民税非課税世帯に1世帯当たり3万円を支給。
- ②住民税非課税世帯に18歳以下の世帯員がいる場合、世帯員1人当たり2万円を支給。
(令和7年度へ一部事業を繰越)

《事業費内訳》

- ・ 扶助費：非課税 2,957 世帯×30,000 円＝88,710,000 円
こども加算 320 人×20,000 円＝6,400,000 円
扶助費合計：95,110,000 円
- ・ 委託料：受付事務 2,514,917 円
システム構築 1,100,770 円
- ・ 通信運搬費：郵便代：300,862 円
- ・ 口座振込手数料：265,056 円
- ・ 消耗品費：34,984 円
- ・ 使用料：パソコン等借上料 351,120 円
事業費合計：99,677,709 円

《取組の効果》

住民税均等割が非課税の世帯及びこども加算対象世帯ともに全ての世帯への支給を行い、物価高騰による影響が大きい低所得世帯への負担の軽減を図った。

【市独自の物価高騰対策事業】

1 障がい施設物価高騰対策支援事業 4,160,000 円

市内に所在する障がい施設の物価高騰に伴う負担を軽減し、事業の継続及び経営の安定化を図り、もって利用者が安心して利用することができる環境を整備するため、条件に応じた額の補助金を支給。

《事業費内訳》

入所系事業所	： 1,260,000 円	(12,000 円×利用定員数 105 人 (6 事業所))
通所系事業所	： 2,550,000 円	(150,000 円×17 事業所)
訪問系事業所	： 100,000 円	(50,000 円×2 事業所)
相談支援事業所	： 250,000 円	(50,000 円×5 事業所)
<u>事業費合計：4,160,000 円</u>		

《取組の効果》

物価高騰の影響を受けている市内障がい施設等に対し支援金を支給し、事業継続及び経営の安定化を図り、利用者が安心して障がい福祉サービスを利用できるよう、障がい施設等の負担軽減を図ることができた。

2 介護施設物価高騰対策支援事業 9,050,000 円

市内に所在する介護施設の物価高騰に伴う負担を軽減し、事業の継続及び経営の安定化を図り、もって利用者が安心して利用することができる環境を整備するため、条件に応じた額の補助金を支給。

《事業費内訳》

通所系事業所	： 2,550,000 円	(150,000 円×17 事業所)
入所系事業所	： 5,100,000 円	(12,000 円×利用定員数 425 人 (8 事業所))
訪問系事業所	： 550,000 円	(50,000 円×11 事業所)
居宅介護支援事業所	： 650,000 円	(50,000 円×13 事業所)
多機能系事業所	： 200,000 円	(200,000 円×1 事業所)
<u>事業費合計：9,050,000 円</u>		

《取組の効果》

条件に応じた額の支援金を交付することで、物価高騰の影響を受けている介護サービス事業所及び施設等を支援し、事業の継続及び経営の安定化を図ることができた。

3 保育施設物価高騰対策支援事業 11,127,700 円

市内に所在する教育・保育施設等の物価高騰に伴う負担を軽減し、事業の継続及び経営の安定化を図り、もって利用者が安心して利用することができる環境を整備するため、条件に応じた額の補助金を支給。

《事業費内訳》

保育園：10 施設

認定こども園：4 施設

地域型保育施設：5 施設

幼稚園：1 施設

認可外保育施設：5 施設

合計：25 施設

上記施設に対し、光熱費として利用定員数に応じて1施設当たり 50,000 円～350,000 円を支給。また、在園児数×13 円×25 日×12 月分の給食費を支給。

事業費計：11,127,700 円

《取組の効果》

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている幼児教育・保育施設の負担を軽減するため、幼児教育・保育施設が負担する光熱費や給食費に対し支援金を交付し、健全な経営の維持を図るとともに、子育て世帯への安定的な保育の提供を確保した。

4 特別児童手当支給事業 10,960,000 円

物価高騰により特に経済的な影響を受けている子育て世帯において、児童手当制度改正により、所得上限限度額の超過をしたことで児童手当を受給することができなくなった子育て世帯についても、児童手当受給者と同様に経済的な影響を受けていることから、公平な手当支給を行うため、市独自の「つくばみらい市特別児童手当」を支給。

《事業費内訳》

扶助費：児童1人当たり 5,000 円×延べ児童数 2,192 人＝10,960,000 円

《取組の効果》

子育て世帯については、物価高騰により特に経済的な影響を受けている。児童手当制度改正(令和4年)により、所得上限限度額の超過をしたことで児童手当を受給することができなくなった子育て世帯についても、児童手当受給者と同様に経済的な影響を受けていることから、市独自の「つくばみらい市特別児童手当」を支給することによって、すべての子育て世帯に対し、公平に負担軽減を図ることができた。

5 医療機関等物価高騰対策支援事業 6,400,000 円

エネルギー価格の高騰により増大する医療機関等（診療所・歯科・薬局）の負担の軽減を図り、健全な経営の維持を目的に補助金を支給

《事業費内訳》

有床の医療機関等 補助額：200,000 円× 2 か所＝ 400,000 円

無床の医療機関等 補助額：100,000 円×60 か所＝6,000,000 円

事業費合計：6,400,000 円

《取組の効果》

エネルギー価格の高騰で影響を受けている医療機関等（診療所・歯科・薬局）に対し、支援金を交付することで、経済的な支援をし地域医療基盤の安定を図ることができた。

6 学校等における給食食材仕入価格高騰対策事業 54,334,231 円

物価高騰に伴い食材の仕入価格が高騰している状況下においても、保護者負担を増加させることなく、安心・安全で栄養価の高い給食を提供することにより、子育て世帯の生活を支援。

《事業費内訳》

賄材料費（物価高騰分）：54,334,231 円 うち交付金充当額 49,527,300 円

《取組の効果》

物価高騰に伴い食材の仕入価格が高騰している状況下においても、保護者負担を増加させることなく、安全・安心で栄養価の高い給食を提供し、子育て世帯の生活を支援することができた。